

## 郡山市緊急経済・雇用対策本部設置要綱

平成20年12月26日制定  
平成22年4月1日一部改正  
平成26年4月1日一部改正  
平成27年4月1日一部改正  
平成29年4月1日一部改正  
令和3年4月1日一部改正  
令和4年11月1日一部改正

### (設置)

第1条 厳しい経済及び雇用情勢に対応し、市内における経済の活性化と雇用の確保に向けて全庁を挙げて取り組むため、郡山市緊急経済・雇用対策本部（以下「対策本部」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 対策本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 経済及び雇用情勢に関する情報収集に関すること。
- (2) 経済及び雇用情勢に対する施策の検討及び推進に関すること。
- (3) その他経済及び雇用対策に関して必要な事項

### (組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には、郡山市長をもって充てる。
- 3 副本部長には、郡山市副市長をもって充てる。
- 4 本部員には、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、対策本部を代表し、その事務を総括する。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、代理の順序は、郡山市副市長の事務分担に関する規則（平成27年郡山市規則第29号）第5条の例による。

### (会議)

第4条 対策本部の会議は、本部長が招集し、本部長が会議の議長となる。

2 本部長は、会議の運営上必要があると認めるときは、本部員以外の職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 対策本部の庶務は、産業観光部産業雇用政策課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月26日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

別表（第3条関係）

|  |
|--|
| 総務部長、政策開発部長、財務部長、税務部長、市民部長、文化スポーツ部長、環境部長、保健福祉部長、こども部長、農林部長、産業観光部長、建設部長、都市構想部長、会計管理者、教育総務部長、学校教育部長、上下水道局長 |
|--|